

令和2年石巻市議会第1回臨時会提出議案一覧

1 条例議案（9件）

- (1) 第100号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(石巻市市税条例等の一部を改正する条例)
(石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、各条例の一部を改正したものを。

<改正内容>

(石巻市市税条例等の一部を改正する条例)

○第1条 石巻市市税条例の一部改正

第24条、第34条の2、第36条の2、第36条の3の2及び第36条の3の3

個人の市民税の非課税の範囲、所得控除、市民税の申告及び給与所得者・公的年金受給者の扶養親族等申告書において、未婚のひとり親に対する税制上の支援措置及び寡婦（夫）控除の見直しに伴い、引用条項や条文等の整理を行うもの。

第48条

法人の市民税の申告納付において、法改正に伴い引用条項を改めるもの。

第54条及び第131条

固定資産税の納税義務者等及び特別土地保有税の納税義務者等において、所有者不明の固定資産の使用人を所有者とみなし課税することについて新たに規定するほか、文言や引用条項等を整理するもの。

第61条及び第61条の2

償却資産の課税標準の特例措置の廃止等の法改正に伴い引用条項を改めるもの。

第74条の3及び第75条

「現所有者の申告」として、登記又は課税台帳上の所有者が死亡している場合、現所有者に対し、賦課徴収に必要な事項を申告させることができるよう新たに規定を追加するほか、固定資産に係る不申告に関する過料において、現所有者についても正当な事由が無く申告しなかった場合、過料を科す対象とするため文言を追加するもの。

第94条

たばこ税の課税標準について、本年10月1日から令和3年9月30日までの間、その換算方法を、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する方法とするための文言を追加するもの。

第96条及び第98条

たばこ税の課税免除及びたばこ税の申告納付の手続において、卸売販売業者等に対する課税免除の適用に当たっての手続きの簡素化についての規定を追加し条文を整理するほか、引用条項を改めるもの。

附則第3条の2及び第4条

延滞金の割合等の特例及び納期限の延長に係る延滞金の特例において、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い、文言を整理するもの。

附則第8条

肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和6年度までとするもの。

附則第10条、附則第10条の2、附則第12条、附則第13条及び第15条

各種の固定資産税の課税標準の特例を規定している条文において、法改正に伴い条文の整理及び引用条項を改めるもの。

附則第17条

長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例において、低未利用土地等を譲渡した場合の課税の特例の創設に伴い条文を追加するもの。

附則第17条の2

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和5年度までとするほか、引用条項を改めるもの。

○第2条 石巻市市税条例の一部改正

第19条、第20条、第23条、第31条、第48条、第50条、第52条及び附則第3条の2

法人税の連結納税制度がグループ通算制度へ見直しされることに伴い、法人市民税に関する各種規定において、引用条項や条文等を整理するもの。

第94条

たばこ税の課税標準において、軽量葉巻たばこの令和3年10月1日以降の換算方法を、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算するための改正を行うもの。

○第3条 石巻市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

附則第2条の2及び第3条

住民税に関する経過措置及び軽自動車税に関する経過措置において、改元前の表記を改元後の表記に改めるもの。

○第4条 石巻市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

附則第9条及び第11条

手持品課税に係る市たばこ税において、改元前の表記を改元後の表記に改めるもの。

○第5条 石巻市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

第3条、附則第1条及び第4条

ひとり親制度の創設に伴い、「寡夫又は単身児童扶養者」の非課税措置に関する各種改正規定を削除するもの。

附則第3条及び第7条

市民税に関する経過措置及び軽自動車税に関する経過措置において、改元前の表記を改元後の表記に改めるもの。

○附則

第1条

施行期日を規定するもの。

第2条

延滞金に関する経過措置について規定するもの。

第3条及び第4条

市民税に関する経過措置について規定するもの。

第5条

固定資産税に関する経過措置について規定するもの。

第6条及び第7条

市たばこ税に関する経過措置について規定するもの。

＜令和2年4月1日から施行。ただし、次の各規定は当該各規定に定める日からそれぞれ施行

- 1 第1条中石巻市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定

令和2年10月1日

- 2 第1条中石巻市市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定

令和3年1月1日

- 3 第2条中石巻市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定

令和3年10月1日

- 4 第2条（上記3に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定

令和4年4月1日

- 5 第1条中石巻市市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定
土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日＞

【参考】市民税の改正関係

- (1) 未婚のひとり親に対する税制上の支援措置及び寡婦（夫）控除の見直し
（令和3年度から適用）

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平」を同時に解消するために、次の措置を講じるもの。

- ① 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、寡婦控除と同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用する。
- ② 寡婦（夫）控除の適用について、寡婦（女性）に寡夫（男性）と同じ所得制限（合計所得金額500万円以下）を設ける。
- ③ 寡婦（夫）の要件について、住民票で事実婚であることが明記されている場合を除く。（「夫（未届）」など）
- ④ 子ありの寡夫（男性）の控除額（改正前所得税27万円、住民税26万円）について、子ありの寡婦（女性）と同額（所得税35万円、住民税30万円）とする。

※①～④に該当する者の非課税限度額を135万円とする。（平成31年度改正済）

		改正前					改正後							
		寡婦（寡夫）控除					ひとり親控除							
		配偶関係		死別		離別		配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
		本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	～500万
本人が女性	扶養親族	有	子	30	26	30	26	30	—	30	—	30	—	30
			子以外	26	26	26	26	26	—	—	—	—	—	—
		無	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本人が男性	扶養親族	有	子	26	—	26	—	30	—	30	—	30	—	30
			子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		無	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額〔万円〕

(2) 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

(令和2年度から適用・・・R2.10.1及びR3.10.1の2段階で実施)

軽量な葉巻たばこ(1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ)の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする。

上記の改正は激変緩和等の観点から、本年10月1日と令和3年10月1日までの2段階で実施。

時期	換算方法
～令和2年9月末	葉巻たばこ <u>1グラム</u> ＝紙巻たばこ <u>1本</u>
令和2年10月1日～	葉巻たばこ <u>1本</u> ＝紙巻たばこ <u>0.7本</u>
令和3年10月1日～	葉巻たばこ <u>1本</u> ＝紙巻たばこ <u>1本</u>

※ 現在はグラム換算のため、税金を安価に抑えることができることから(紙巻と比較し20本当たり150円程度の差のため、紙巻きから葉巻きに切り替えたエコー・シガー【20本350円】等が令和元年9月より販売されている。)、紙巻たばこと同様の換算方法に変えるもの。

<改正内容>

(石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例)

第3条、附則第5項から第7項、附則第9項から第13項及び附則第15項、

「わがまち特例」に関する法改正に伴い条文の削除や引用条項等を改めるもの。

また、「水防法」の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地に対しての課税標準の特例で市町村の条例で定める割合について、附則第7項として新たに規定するもの。

附則第19項

第3条第2項の読替規定において、引用条項を改めるもの。

附則

施行期日及び経過措置を規定するもの。

<令和2年4月1日から施行>

(2) 第101号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
 (石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は
 不均一課税に関する条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令」が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

第2条

新設又は増設した施設等の取得の際に係る固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用期限について2年延長し、令和4年3月31日までとするもの。

附則

施行期日を規定するもの。

<令和2年4月1日から施行>

(3) 第102号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
 (石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「地方税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

- ① 国民健康保険税の課税限度額について、次表のとおり引き上げるもの。

区 分	改 正	現 行
基礎課税額分(医療分)	<u>63万円</u>	<u>61万円</u>
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円
介護納付金分	<u>17万円</u>	<u>16万円</u>
合計	<u>99万円</u>	<u>96万円</u>

- ② 国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について、次表のとおり引き上げるもの。

軽減割合	改 正	現 行
7割	33万円(基礎控除額)以下	33万円(基礎控除額)以下
5割	33万円+ <u>28.5万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>28万円</u> ×被保険者数
2割	33万円+ <u>52万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>51万円</u> ×被保険者数

※1 軽減は、応益分(均等割額、平等割額)に係る保険税額に適用する。

※2 被保険者数には、特定同一世帯所属者数（同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した被保険者）を含む。

③ 長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例において、低未利用土地等を譲渡した場合の課税の特例の創設に伴い条文を追加するもの。

その他附則において、施行期日及び適用区分について規定するもの。

＜令和2年4月1日から施行＞

**（4）第103号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
（石巻市介護保険条例の一部を改正する条例）**

＜改正理由＞

消費税率10パーセントへの引上げに伴う低所得者への介護保険料軽減強化のため「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正したもの。

＜改正内容＞

低所得者の介護保険料を軽減するため、第1号被保険者のうち、所得段階が第1段階から第3段階に該当する方について、保険料基準額に乗ずる割合を次表のとおり変更し、保険料の減額賦課に係る保険料率を規定するもの。

段階	対象者	保険料基準額に対する割合 及び保険料	
		改正	現行
第1段階	・生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者	<u>0.3</u> 21,240円/年	<u>0.375</u> 26,550円/年
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者	<u>0.5</u> 35,400円/年	<u>0.625</u> 44,250円/年
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者	<u>0.7</u> 49,560円/年	<u>0.725</u> 51,330円/年

※保険料基準額 70,800円/年（※第5段階保険料額）

その他附則において、施行期日及び適用区分を規定するもの。

＜令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の保険料から適用する。＞

- (5) 第104号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
 (東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)
 (東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域における避難対象者の国民健康保険税及び介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が延長されたことに伴い、各条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を次表のとおり延長するもの。

地域区分	地域の内容	所得区分	免除期間	
			改正	現行
帰還困難区域等	帰還困難区域 居住制限区域 避難指示解除準備区域	—		
旧避難指示区域等	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等 平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等 平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域 平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等 	上位所得層を除く	令和3年3月分まで	令和2年3月分まで
旧居住制限区域等	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月10日及び令和2年3月に指定が解除された旧居住制限区域、旧避難指示準備区域及び帰還困難区域の一部 	上位所得層を除く	令和3年3月分まで	
		上位所得層	令和2年9月分まで	

※ 上位所得層：国保…世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

介護…被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

その他附則において、施行期日を規定するもの。

<令和2年4月1日から施行>

- (6) 第105号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
 (令和元年台風第19号に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)
 (令和元年台風第19号に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

令和元年台風第19号により被災した被保険者の保険税(料)の減免措置に対する国の財政支援が延長されたことに伴い、各条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

減免の適用期間について、次表のとおり延長するほか、文言の整理を行うもの。

種類	改正後	改正前
国民健康保険税	令和元年度分及び令和2年度分 (令和元年度分及び令和2年4月から令和2年9月分までに相当する月割算定額で令和元年10月12日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。)	令和元年度分 (令和元年10月12日から令和2年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。)
介護保険料	令和元年度分及び令和2年度分 (令和元年10月12日から令和2年9月30日までの間に納期限が設定されているもの。)	

その他附則において、施行期日及び申請の特例を規定するもの。

<令和2年4月1日から施行>

(7) 第106号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」及び「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件」が令和2年3月27日に公布され、同年4月1日からそれぞれ施行されたことに伴い、本条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

第5条及び第9条の2

損害補償において、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円に改めるとともに、非常勤消防団員等の補償基礎額及び介護補償の額を次表のとおり改めるほか、文言の整理を行うもの。

【補償基礎額】

階級	勤務年数					
	10年未満		10年以上20年未満		20年以上	
	改正	現行	改正	現行	改正	現行
団長及び副団長（地区団長及び地区副団長）	12,440円	12,400円	13,320円	13,300円	14,200円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	10,600円	11,550円	11,500円	12,440円	12,400円
部長、班長及び団員	8,900円	8,800円	9,790円	9,700円	10,670円	10,600円

【介護補償の額】

区分			改正	現行
常時介護	親族などによる介護を受けていないとき	1月当たりの介護補償上限額	166,950円	165,150円
	親族などによる介護を受けているとき	1月当たりの介護補償の一律定額	72,990円	70,790円
随時介護	親族などによる介護を受けていないとき	1月当たりの介護補償上限額	83,480円	82,580円
	親族などによる介護を受けているとき	1月当たりの介護補償の一律定額	36,500円	35,400円

附則第3条の4及び第4条

障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金において、民法の改正に伴い法定利率を改めるもの。

その他附則において、施行期日及び経過措置を規定するもの。

<令和2年4月1日から施行>

(8) 第108号議案 石巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

<改正理由>

国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合、その療養のため労務に服することができなかった期間において傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給要件等について、次のとおり定めるもの。

【制度概要】

1. 対象者及び支給要件

- ① 給与等の支払いを受けている石巻市国民健康保険の加入者であること。
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができなくなったこと。
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から9月30日までの間に属すること。
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること。

2. 支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

(最長1年6か月間)

3. 支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数) × 2/3 × 日数

(支給上限等あり)

<公布の日から施行し、改正後の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。>

(9) 第109号議案 石巻市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

「宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」が令和2年4月24日に公布され、同日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第2条

宮城県後期高齢者医療広域連合において新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の制度が創設されたため、市において行う事務に支給に係る申請書の受付を加えるもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜公布の日から施行＞